

京都市告示第30号

土壤汚染対策法第5条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成19年4月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 指定する区域

京都市下京区西七条東久保町55番地及び梅小路東町83番地の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則第18条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

(環境局環境企画部環境指導課)